様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年　4月　14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） しもじま  一般事業主の氏名又は名称　株式会社シモジマ  （ふりがな） かさい　よしひこ  （法人の場合）代表者の氏名 　 笠井　義彦  住所　〒111-0053  東京都台東区浅草橋５－２９－８  法人番号　4010501024971  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①統合報告書2024 | | 公表日 | ①2024年11月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：当社HP〈統合報告書2024〉に掲載  公表場所：<https://www.shimojima.co.jp/ir/library/integratedreport.html>  記載ページ：P.6,9,10 | | 記載内容抜粋 | 当社グループの10年後のあるべき姿は、既存事業の深化と事業領域を拡大させることで、様々な商品をご提供するだけに留まらず、お客さまに寄り添ったサービスをご提供することです。当社グループは、お客さまに寄り添い、お客さまの目線に立って物事を考え、ステークホルダーの皆さまにとっての“パッケージ×サービス”のトータルパートナーになろうと考えています。  通信販売（EC）への投資額を増額させ、ビジネスモデルの変革による競争上の優位性を確立するため、DX委員会を2021年に発足し、DX戦 略へ舵を切りました。CRM\*データの増強や、部門間の連携強化などを実施することで、営業販売部門・店舗販売部門・通信販売（EC）部門の3つの販売チャネルが三位一体となって販売力を強化する「シモジマ型オムニチャネル政策」に注力し、商品数を100万点に拡大し、登 録会員数も100万人に増やす、という「100万×100万 プロジェクト」を掲げました。　～中略～　さらに、今後の DX化に必要不可欠な若手人材の育成や研修にも投資を 加速させ、次世代のDX人材育成にも力を入れております。このような投資によるインフラ整備をコロナ禍でも計画的にしっかり実施していたことが、2024年3月期の好業績につながったと考えております。  当社の3つの販売チャネルそれぞれで施策を掲げています。当社の伝統である地道な対面営業、対面接客の他、CX及びEX両面の向上を重視した、DXに注力いたします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①統合報告書2024  ②シモジマ　ＤＸポリシー | | 公表日 | ①2024年11月11日  ②2025年2月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：当社HP〈統合報告書2024〉に掲載  公表場所：<https://www.shimojima.co.jp/ir/library/integratedreport.html>  記載ページ：P.45,46  ②公表方法：当社HP〈シモジマ　DXポリシー〉に掲載  公表場所：<https://www.shimojima.co.jp/aboutus/dx-policy.html> | | 記載内容抜粋 | 当社グループは、デジタル技術を活用して、業務プロセスの改善とビジネスモデルの変革による競争優位性を確立するため、DX 委員会を2021年に発足しました。当社グループのDX戦略は、事業推進型と生産性向上型の2つの観点から推進しています。  〈事業推進型〉  事業推進型の具体的な取組みは、「シモジマ型オムニチャネル政策」をベースとした「店舗運営にかかわる事業者に対するプラットフォーム戦略」と位置づけています。重要なテーマとして、集約したデータを活用し集客、接 客、販促を中心としたデジタルマーケティングの強化と、利便性向上のための各種AIツールの導入を積極的に進めてまいります。  〈生産性向上型〉  生産性向上型の具体的な取組みは、電話やFAXが中心であった 受発注の仕組みをデジタル化する目的で、企業間電子商取引（WEB-EDI）の導入を積極的に進めております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①取締役会で承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項です。  ②取締役会で承認された〈統合報告書2024〉の内容に基づきDXポリシーを当社HPにて公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①統合報告書2024  　記載箇所：P.61  ②当社HP〈シモジマ　DXポリシー〉  　記載箇所：DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ②当社グループは、DX戦略を全社的に推進するため、2021年に発足したDX委員会にて、経営層・各事業部門・情報システム部、DX推進部が連携し、デジタル変革を加速させます。  ①〈分野別研修（DX研修　デジタル人材プログラム）〉  中期経営計画に掲げている「シモジマ型オムニチャネル政策」 に注力するため、DX研修（デジタル人材育成プログラム）や商品フォローアップ研修の拡充、課長クラスの研修を開始するなど、研修費用を増額することで、人材育成を強化しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①統合報告書2024  　記載箇所：P.45,46 | | 記載内容抜粋 | ・「シモジマ型オムニチャネル政策」をベースに店舗顧客用の「シモジマアプリ」、直営EC サイト「シモジマオンラインショップ」、営業顧客用のクローズドサイ ト「i-Order」とタッチポイント（顧客接点）のデジタル化を強化しております。また、品揃え、商品力の向上を目指し、マーケットサイズを拡大するため、店舗用品、包装用品以外の商材の取扱いを積極的に進めており、100万点以上の商品情報、画像情報を商品データベースで管理しています。  ・仕入先とのWEB-EDI発注システムである「s-Order」が稼働し、受注システムの「i-Order」とともに受注から仕入れまで自動化 する体制が整いました。  ・各種業務フローや社内帳票のデジタル化を進め、人材育成としてマイクロソフト認定資格「MOS」の取得推奨により生産性の高い業務にシフトを進めていきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①統合報告書2024 | | 公表日 | ①2024年11月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：当社HP〈統合報告書2024〉に掲載  公表場所：<https://www.shimojima.co.jp/ir/library/integratedreport.html>  記載ページ：P.22,31,32,38 | | 記載内容抜粋 | 売上高：中期経営計画の目標売上高（2026年3月期650億円）達成の設定と達成度合い  〈事業推進型〉  ・100万×100万プロジェクト  └商品点数：100万skuの達成状況  └新規会員数：100万人の達成状況  〈生産性向上型〉  ・SCMの最適化：受注EDI比率80％  　　　　　　 　仕入先EDI比率54％  ・MOS Excelエキスパート資格取得者：200人の達成状況  ・ジョブローテーション※実施人数：28人の達成状況  　※システム習得、ITスキル強化のため、各本部より 情報システム部へ派遣するプログラム。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月11日 | | 発信方法 | 統合報告書2024  <https://www.shimojima.co.jp/dcms_media/other/SHIMOJIMA_Integrated_Report_2024_A3.pdf>  記載箇所：統合報告書2024 P.9 | | 発信内容 | ビジネスモデルの変革による競争上の優位性を確立するため、DX委員会を2021年に発足し、DX戦略へ舵を切ることを発信。  ①CRMデータの増強や、部門間の連携強化などを実施。営業販売部門・店舗販 売部門・通信販売（EC）部門の3つの販売チャネルが三位一体となって販売力を強化する「シモジマ型オムニチャネル政策」に注力。  「店舗運営にかかわる事業者に対するプラットフォーム戦略」と位置づけ、店舗顧客用の「シモジマアプリ」、直営EC サイト「シモジマオンラインショップ」、営業顧客用のクローズドサイト「i-Order」とタッチポイント（顧客接点）のデジタル化を強化することを公表。  ②電話やFAXが中心であった 受発注の仕組みをデジタル化する目的で、企業間電子商取引（WEB-EDI）の導入を積極的に推進することを発信。  ③各種業務フローや社内帳票 のデジタル化を進め、人材育成としてマイクロソフト認定資格「MOS」の取得推奨することを公表。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年11月 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年3月～継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策及び外部からのウイルス感染防止等の取組みについて実施。（当社HP:統合報告書2024 P.69,70 コーポレートガバナンス体制に記載）  また、2020年12月にISMSを取得済み（関連部署のみ）。  <https://www.shimojima.co.jp/sustainability/corporate_governance/isms.html> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。